

# 住宅用火災警報器は ついていませんか?

建物火災の約8割が住宅火災です

お問い合わせは  
消防本部予防課 459-7803へ

3月1日～7日は春季全国火災予防運動期間  
「消しましょう その火その時 その場所で」

## 火災種別のトップは「建物火災」です

28年の市内での火災発生件数は27件。前年の50件から23件減少しています。

過去3年間の火災発生状況は下表のとおりで、火災種別では建物火災が一番多くなっています。建物火災は前年から13件減少の19件ですが、全体の70%を占め、そのうち住宅などの火災は15件です。

火災を未然に防ぐために、たばこの吸い殻の処理を適切にする、放火されやすい物は屋外に置かない、コンロから離れるときは料理中でも火を消す、コンセントのほこりを取るなどして日頃から心掛けましょう。

### 過去3年間の火災発生件数 (件)

| 火災種別   | 26年 | 27年 | 28年 |
|--------|-----|-----|-----|
| 建物火災   | 25  | 32  | 19  |
| 車両火災   | 0   | 6   | 0   |
| その他の火災 | 21  | 12  | 8   |
| 合計     | 46  | 50  | 27  |



※「その他の火災」は、主に空き地の枯草やごみなどが燃えた火災

### 28年の出火原因

| 出火原因     | 件数 | 構成比  |
|----------|----|------|
| たばこ      | 7  | 26%  |
| 放火(疑い含む) | 5  | 18%  |
| ストーブ     | 3  | 11%  |
| 配線器具     | 2  | 7%   |
| コンロ      | 1  | 4%   |
| たき火      | 1  | 4%   |
| 電灯・電話の配線 | 1  | 4%   |
| 火遊び      | 1  | 4%   |
| 溶接・溶断機   | 1  | 4%   |
| その他      | 1  | 4%   |
| 不明       | 4  | 14%  |
| 合計       | 27 | 100% |

### 左表のうち建物火災の原因

| 出火原因     | 件数 | 構成比  |
|----------|----|------|
| たばこ      | 6  | 32%  |
| 放火(疑い含む) | 3  | 16%  |
| ストーブ     | 3  | 16%  |
| 配線器具     | 2  | 10%  |
| コンロ      | 1  | 5%   |
| 溶接・溶断機   | 1  | 5%   |
| 不明       | 3  | 16%  |
| 合計       | 19 | 100% |

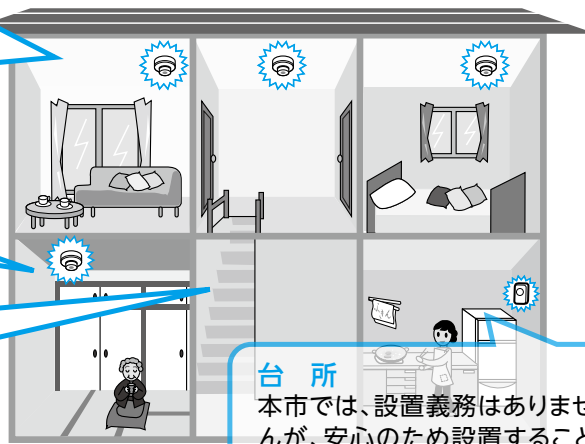


## 平成20年6月から既存の住宅(寝室など)への 住宅用火災警報器の設置が義務付けられています

**居室**  
本市では、設置義務はありませんが、安心のため設置することをおすすめします。設置する場合は、煙式の感知器が有効です。

**寝室**  
建物内のすべての寝室に設置します。煙式の感知器が有効です。

**階段**  
寝室が2階にある場合は、階段の踊り場の天井、または壁面に設置します。煙式の感知器が有効です。



**台所**  
本市では、設置義務はありませんが、安心のため設置することをおすすめします。設置する場合は、熱式の感知器が有効です。

## 住宅防火「いのちを守る 7つのポイント」

### 【3つの習慣】

- ①寝たばこは、絶対やめる
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

### 【4つの対策】

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ②寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

## 粗大ごみの処理方法は2通りあります

市指定の20L用ごみ袋に入れて、口が結べない物は粗大ごみです。  
①収集を依頼する場合/ 受付専用電話483-4506へ申し込み、指定された金額の粗大ごみ処理券を取扱店で購入し、品物に貼って指定日時に指定場所に出す。②清掃センターに直接持ち込む場合/ 市内在住を確認できるものを持参して、現金で処理手数料を支払い。持ち込みは、収集の半額。引越し時期は混み合いますので、準備はお早めに。

## 3月の資源物・ごみ収集日

| コース | 該 当 地 域  | 指 定 袋 使 用         |                | 資 源 物             |                   |
|-----|--|-------------------|----------------|-------------------|-------------------|
|     |  | 有 不<br>害 燃<br>ご み | 可<br>燃<br>ご み  | 缶 び<br>ん 類<br>紙 類 | 紙 布<br>パ ン<br>ク 類 |
| 1   | 大和田(成田街道南側)<br>村上(3200・3300・3500番台の成田街道南側)<br>菅田町(成田街道南側)<br>大和田新田(県道幕張八千代線から東側)<br>高津(県道幕張八千代線から東側) | 7(火)<br>21(火)     | 月・水・金          | 木                 | 土                 |
| 2   | 八千代台北  | 14(火)<br>28(火)    |                |                   |                   |
| 3   | 八千代台西、八千代台南  | 7(火)<br>21(火)     |                |                   |                   |
| 4   | 八千代台東  | 14(火)<br>28(火)    |                |                   |                   |
| 5   | 上高野  | 1(水)<br>15(水)     | 火・木・土          | 金                 | 月20日は休み           |
| 6   | 村上団地   | 8(水)<br>22(水)     |                |                   |                   |
| 7   | 村上(新川の東側)、村上南、下市場、勝田台北   | 1(水)<br>15(水)     |                |                   |                   |
| 8   | 神野、保品、下高野、米本、米本団地、堀ノ内  | 8(水)<br>22(水)     | 月・水・金          | 火                 | 土                 |
| 9   | 菅田町・菅田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、村上(成田街道北側で新川西側)、大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、ゆりのき台1・2丁目      | 2(木)<br>16(木)     |                |                   |                   |
| 10  | 高津(県道幕張八千代線から西側)、高津東大和田新田(100・200番台の成田街道南側で県道幕張八千代線より西側)   | 9(木)<br>23(木)     |                |                   |                   |
| 11  | 高津団地<br>大和田新田(1~99番地の成田街道南側)   | 2(木)<br>16(木)     |                |                   |                   |
| 12  | 大和田新田(900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、緑が丘2~4丁目  | 9(木)<br>23(木)     | 火・木・土          | 水                 | 月20日は休み           |
| 13  | 勝田台  | 3(金)<br>17(金)     |                |                   |                   |
| 14  | 勝田台南、勝田、ゆりのき台3~8丁目、麦丸、菅田町(500番台を除く東葉高速線北側)菅田(東葉高速線北側)  | 10(金)<br>24(金)    |                |                   |                   |
| 15  | 菅田町(500番台の東葉高速線北側)、大和田新田(東葉高速線北側)緑が丘1・5丁目、吉橋、尾崎  | 3(金)<br>17(金)     | 10(金)<br>24(金) |                   |                   |
| 16  | 真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、島田、桑橋、桑納、大学町  |                   |                |                   |                   |

### 不法投棄通報受付専用電話

フリーダイヤル(ファクス兼用)  
0120-844-530

### 粗大ごみ受付専用電話

(収集依頼受付・要予約)  
483-4506  
平日9時~16時30分(祝日を除く)

◆お問い合わせは、クリーン推進課 483-1151または清掃センター 483-4521へ

住宅用火災警報器は、いち早く火災に気付くための重要な機器です。「いざ」というときにきちんと作動するよう、日頃から点検しましょう。

### 定期的な 作動確認



点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的(月に1回程度)に作動確認をしましょう。

作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。警報器の本体または電池を交換しましょう。電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換をおすすめしています。